

(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務

No.	移転先	法令上の根拠 (項番)	移転先における用途
1	障害福祉課	8	児童福祉法による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 肢体不自由児通所医療費, 障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給, 障害福祉サービスの提供, 保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	こども政策課	9	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	保健予防課	10	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施, 給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	障害福祉課	11	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	障害福祉課	12	身体障害者福祉法による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	障害福祉課	14	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による診察, 入院措置, 費用の徴収, 退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	生活福祉課	15	生活保護法による保護の決定及び実施, 就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給, 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市民税課 資産税課 収税課 国保年金課	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	住宅政策課	19	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	学校保健給食課	27	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	収税課 国保年金課	30	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給, 保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	国保年金課	31	国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給, 保険料その他徴収金の徴収, 基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	障害福祉課	34	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	福祉総務課 防災・危機管理課	36の2	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	こども政策課	37	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	高齢福祉課	41	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	こども政策課	43	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
18	こども政策課	44	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	こども政策課	45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	障害福祉課	46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	障害福祉課	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	地域保健課	49	母子保健法(昭和四十年法律第一百四十一号)による保健指導, 新生児の訪問指導, 健康診査, 妊娠の届出, 母子健康手帳の交付, 妊産婦の訪問指導, 低体重児の届出, 未熟児の訪問指導, 養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務

No.	移転先	法令上の根拠 (項番)	移転先における用途
23	こども政策課	56	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	国保年金課	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給, 保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	生活福祉課	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	介護保険課	68	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給, 地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	地域保健課	76	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	障害福祉課	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	幼児保育課	94	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの